

# JIS

## 地理情報－場所識別子（PI）アーキテクチャ

JIS X 7155 : 2011

平成 23 年 2 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

## 日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 蒔 和 仁	東洋大学
(委員)	浅 野 正一郎	国立情報学研究所
	江 口 信 彦	財団法人日本規格協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大久保 彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	小笠原 陽 一	総務省
	加 藤 泰 久	日本電信電話株式会社
	木 戸 彰 夫	日本アイ・ビー・エム株式会社
	後 藤 志津雄	株式会社日立製作所
	佐 野 眞 一	社団法人電子情報技術産業協会
	澤 田 稔 一	総務省
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	中 山 康 子	株式会社東芝
	伏 見 論	社団法人情報サービス産業協会
	戸 村 哲	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮 澤 彰	国立情報学研究所
	山 田 隆 人	日本銀行金融研究所
	山 本 喜 一	慶應義塾大学
	渡 辺 裕	早稲田大学

主 務 大 臣：経済産業大臣，国土交通大臣 制定：平成 23.2.25

官 報 公 示：平成 23.2.25

原案作成協力者：財団法人日本情報処理開発協会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3432-9372)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 大蒔 和仁)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成協力者，経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] 又は国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 適合性	1
3 引用規格	1
4 用語, 定義及び略語	1
4.1 用語及び定義	1
4.2 略語	3
5 構成	3
6 表記法	4
7 PI 参照モデル	6
7.1 PI 参照モデルの概要及び構成	6
7.2 PI プラットフォーム	8
7.3 PI インタフェース	11
7.4 PI 符号化	14
附属書 A (規定) 適合性	16
附属書 B (参考) PI 設計書	19
附属書 C (参考) PI の符号化	73
解 説	101

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣、国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 地理情報－場所識別子（PI）アーキテクチャ

## Geographic information－Place Identifier (PI) Architecture

### 序文

場所は、主体及び目的によって様々な名前を用いて識別される。結果として、同じ場所を示す異なる識別子が存在する。この規格は、同じ場所を示す異なる場所の識別子を相互に変換する仕組みを規定する。この規格は、WWW（World Wide Web）空間上の複数の名前空間において、場所の識別子を介して様々な場所情報を結び付けることができ、情報の流通性を向上させることができる。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

### 1 適用範囲

この規格は、場所識別子の概念、及び構造を規定するアーキテクチャを定義する。この規格は、場所の識別子を作成、登録、管理、検索・取得（変換）及び利用するための概念的な構造を規定するとともに、この構造を具現化する要素技術の位置付けを規定する。この規格は、同じ場所を示す異なる識別子を相互変換するための仕組みを実現するのに必要となる参照モデルを規定する。この規格は、どのような特定の場所の表現を作り出すものでもなく、ある一つの住所表記方式のような場所を表現する単一で標準的な記述方式を定義するものでもない。

### 2 適合性

この規格に適合するためには、この規格に基づく実装は、**附属書 A** の要件を満たさなければならない。

### 3 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS X 4170:2009** オープン分散処理－統一モデル化言語（UML）1.4.2 版

**JIS X 7111** 地理情報－座標による空間参照

**JIS X 7112** 地理情報－地理識別子による空間参照

**JIS X 7115** 地理情報－メタデータ

### 4 用語、定義及び略語

#### 4.1 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。